

平尾墓園募集要項

《 申込資格 》

次の1から3までの条件に**全て該当する方**

- 1 新居浜市に本籍又は住民票がある。
- 2 現在、遺骨を保有しており、納骨する場所がない等の事情がある（自宅に遺骨を置いている、寺院に遺骨を預けている、親類の墓地に遺骨を一時納骨している等）。

なお、遺骨を保有していない生前での申込みはできません。

- 3 現在、市営墓地（合葬式納骨施設を含む。）の使用許可を受けていない。
※納骨される遺骨1体につき重複の申込みはできません。また、複数の遺骨を所有している方であっても1墓所の申込みとなります。

《 使用条件 》

- 1 使用許可日から1年以内に墓石を設置し、使用の意思表示をすること。
- 2 新居浜市墓地条例を遵守すること。

《 墓所について 》

- 1 1区画3.3㎡で、墓石の種類、大きさ等は統一規格です。
- 2 返還された空き区画の中から、御希望の区画を選択いただけます。
- 3 申込み受付後、一度、納骨室等の清掃を行いますので、使用可能となるまでに2週間程度かかります。また、整備の際、問題が生じた場合は、使用許可ができない場合がございます。
- 4 使用許可となるまでは、墓石設置、納骨等の日取りを決定しないでください。墓石設置、墓石代金、納骨等に関するトラブルについては、市は一切責任を負いません。

《新居浜市に納付する使用料及び管理料》

使用料	5 2 5 , 0 0 0 円（永代使用料）	
管理料	2 , 5 0 0 円（1年分）	※来年度以降、年1回お支払い
計	5 2 7 , 5 0 0 円（一括納付）	

※上記金額には、墓石代、字彫料金等は**含まれておりません**。別途石材店にお支払いしていただく必要があります。

※石材の取扱いには市の指定業者となります。

※管理料は、毎年お支払いしていただくことになります。

《申込みから納骨までの手続について》

1 仮申込期間：随時

空区画図面をお渡ししますので、現地確認を行い、平尾墓園空区画使用申込書に必要事項を記入し、市役所環境政策課（本庁2階）へ提出してください。

2 区画の整備：完了まで2週間程度

申込み受付後、納骨室等の清掃を行います。（※納骨室の修繕ではありません）
清掃完了後、手続について、ご連絡します。

3 使用許可申請：区画の整備後、順次

申込者は、墓所使用許可申請書に記入し、次の書類と一緒に提出してください。

（1）申請者の住民票（本籍地の記載があるもの）

（2）遺骨を保有していることが証明できる書類

・埋火葬許可証

・寺院や親族の墓地等で一時保管している場合は、改葬許可証

※遺骨を保有している証明書がない場合は、申請書の受理ができません。

4 使用料及び管理料の納付（使用許可申請から約2週間以内）

書類が受理できましたら使用料及び管理料の納付書を発行します。指定金融機関にて期日までにお支払いください。

【新居浜市指定金融機関】

伊予銀行、愛媛銀行、三井住友銀行、東予信用金庫、広島銀行、百十四銀行、
香川銀行、高知銀行、えひめ未来農業協同組合、四国労働金庫、愛媛信用金庫、
別子山支所

※払い込まれた使用料及び管理料は原則として還付できません。

5 使用許可証の交付

使用料及び管理料の支払いが確認できましたら許可証を発行します。後日郵送または直接ご来課頂き、お渡しします。

6 墓石等の設置

石材店は環境政策課が指定した中から選択していただきます。墓石代、字彫内容等について、石材店と打合せをしてください。

7 墓石の設置完了

墓石の設置が完了しましたら、市役所環境政策課（電話65-1512）までご連絡ください。

※使用許可日から1年以内に墓石の設置及び納骨を完了してください。

※墓石の設置及び納骨がない場合は使用権消滅の対象となります。

8 納骨

納骨をするときは、市役所環境政策課へ届出が必要です。使用許可証交付時に納骨届出書をお渡ししますので、必要事項を記入の上、埋火葬許可証又は改葬許可証を添えて提出してください。

（お問合せ先） 市民環境部環境政策課 墓地管理係 電話 65-1512（直通）

平尾墓園使用上の注意

墓園の使用について、次のことに注意してください。

- 1 納骨しようとするときは、納骨届出書に市町村の発行する埋火葬許可証又は改葬許可証を添えて提出してください。
- 2 納骨した焼骨を他の墳墓又は納骨堂に移そうとするときは、改葬許可申請書を提出し、改葬の許可を受けなければなりません。
- 3 墓園使用許可証に記載されている事項（住所等）に変更のあったときは、必ず届け出てください。
- 4 墓所は、祖先の祭祀を主宰する者に限り、その使用を承継することができます。使用者がお亡くなりになった場合には、承継の手続きをしてください。承継の手続きがされないときは、墓所の使用権は消滅します。
- 5 墓所の譲渡又は転貸しはできません。
- 6 墓所が不要になったときは、原状に回復し（墓石撤去等）、返還届を提出してください。なお、既に納めた使用料及び管理料は還付できません。
- 7 墓石等は規格統一されています。それ以外のものは設置することはできません。
- 8 使用墓所の管理は使用者の方が責任を持って管理してください。
- 9 お供えを狙って野生動物が出没します。ご参拝後、各自でお持ち帰りください。
- 10 火災防止のため、線香等の火気使用には注意してください。
- 11 使用したバケツやひしゃくは元の位置に戻してください。
- 12 墓園内、駐車場での事故等について、市は一切責任を負いません。
- 13 墓園施設を損傷した場合は、原因者の責任において原状に回復してください。